



鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）

資料 1

2015年4月17日

鳥取県監査委員 殿

① 請求人（請求代表者）

[Redacted]

② 請求人

[Redacted]

③ 請求人

[Redacted]

④ 請求人

[Redacted]

⑤ 請求人

[Redacted]

⑥ 請求人

[Redacted]

⑦ 請求人

[Redacted]

⑧ 請求人

[Redacted]

⑨ 請求人

[Redacted]

1 請 求 の 要 旨

淀江産業廃棄物管理型最終処分場設置における環境影響評価書、実施設計、書類作成等に係る予算の執行、並びに支払いについて

鳥取県並びに、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターは、当初事業主体である環境プラント工業（株）と、（株）シーイーシーとの間で締結した委託業務契約金 8,400 万円をもとに、環境影響評価書、実施設計、処分場設置に係る書類作成及び手続きにかかる費用として 5,250 万円を補助対象額として、その 2/3 の補助率をもって 3,500 万円の補助金と、更に地下水調査・地震解析の追加調査として 100%補助率で 1,100.4 万円の補助金を決定し執行した。地元専門家より環境影響評価書（案）について数々の指摘事項（表-1、資料-1～資料-4）、および岡山大学の地下水専門家の指摘（資料-4）があるにもかかわらず明確な回答、評価書の修正がない未完成の報告書にも関わらず、3,500 万円と 1,100.4 万円の全額を H25 年度 3 月末に支払い、確定検査が H26 年 4 月 25 日に行われ、H26 年 5 月 8 日に支払いが確定、及び H26 年 5 月 12 日に支払いが確定されたが：

- （1）平成 24 年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金 3,500 万円について、完了もしていないのに額の確定を行い補助金を支払ったことは不当である。
- （2）平成 24 年度財団法人鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物最終処分場整備推進補助金の補助率を 2/3 と決定しているにもかかわらず、追加調査費として平成 25 年 4 月 8 日に「地下水流向等調査業務委託契約」を行い、事業センターの請求により補助率 100%の 1,100.4 万円を支払ったことは不当である。

よって、瀧山親則環境管理事業センター理事長の支払請求により、補助金を支払った平井伸治鳥取県知事、中山貴雄生活環境部長に対して補助金の返還を求める。また、環境プラント工業（株）と、（株）シーイーシーは、地下水に関するボーリング調査・水理地質調査・解析は下請け任せで、チェックすらしていない環境影響調査書（案）となっている。特に地下水調査・解析が不完全である。（株）シーイーシーは、主契約者としての責任放棄と業務委託契約の不履行に値する。よって、一般的な契約約款に従い、平井知事・中山部長は環境プラントとシーイーシーに対し損害賠償を求めること。また、自治会説明、住民説明を行ったことについても、それぞれの関係者に対し費用弁償など相応の損害賠償の処置を要求すべきことを求める。

以上のとおり、鳥取県が被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう、地方自治法 242 条第 1 項の規定により請求する。監査委員が鳥取県知事に対し必要な処置をとることを勧告するよう、別紙「請求の要旨の補足」を添え、請求する。

2. 請求の要旨の補足

別紙 「請求の要旨の補足」のとおり

別紙 請求の要旨の補足

1. 経緯説明

環境プラント工業（株）（以下「環境プラント」）は、（株）シーイーシー（以下「シーイーシー」）とコンサルタント業務委託変更契約を H24/4/26 に締結、淀江産業廃棄物最終処分場の設置に係るコンサルタント・サービスを開始しました。そのコンサルタント・サービスは、生活環境影響調査、実施計画書、実施設計を含みます。基本計画書に基づき、生活環境影響調査が H24 年 5 月に開始され、その生活環境影響調査書（案）が H25 年 6 月に作成（H25/6 月版）され、6 自治会へ配布されました。鳥取県（以下「県」）、鳥取県環境管理事業センター（以下「事業センター」）は、H25 年 6～7 月に 6 自治会住民へその概要書を配布・説明しました。

事業センター、環境プラントは、資料 - 1 に示すように、その生活環境影響調査書案（H25/6 月版）、修正版（H25/10 月版）、特に地下水調査に係る基本的な地質、水理特性を記載した基礎資料として「地元説明資料」（H26/2 月版）を配布しました。住民側の専門家は、表 - 1 に示すように、各報告書（案）に対する技術的な問題点、間違いを指摘したコメント、その回答に対する再コメントを作成、提出しました。またボーリングの柱状図、透水係数の測定計算結果を示す基本的な資料を求めておりましたが、開示請求の 7 カ月後の H26 年 2 月に「地元説明資料」（H26/2 月版）として配布されました。これら 3 報告書（案）の総評としてのコメントを取り纏め、提出しています（資料 - 4 を参照）。

生活環境影響調査書（案：H25/6 月版）に基づき、地元住民の専門家からコメント（99 項目）が H25/7/12 に提出、説明されました（資料 - 1 を参照）。シーイーシーは、大気質・騒音・振動・悪臭・水質・地下水の調査を同社の下請けの 2 社に実施させましたが、特に、地下水調査・解析については、経験ある技術士が査読を行い、報告書を作成しているとは理解しがたいものです。従って、資料 - 1、資料 - 2、資料 - 3、資料 - 4 にあるように、技術的な問題点および間違いをコメントとして提出し、シーイーシー、環境プラント、事業センター、県に説明しましたが、シーイーシーから適切な回答はありません。また、県、事業センター、環境プラント、住民関係者が出席のもとに、H26/03/09 に大高公民館で開催された技術会議では住民側からの質問で「何故 99 項目ものミスがあったのか」との問いに対して、シーイーシーの担当技術者は、地下水、その他環境関連は下請けが実施し、その報告書のチェックは同社で実施していないと説明しました（録音記録あり）。

生活環境影響調査書の主要部分を占める環境、地下水調査は下請け企業に丸投げであり、主契約者シーイーシーによるチェックもされず、主契約者の責任を履行していません。特に、地下水に関するボーリング調査、地下水調査・解析を行い、その結果を記載している地下水調査報告書は、基本的な調査結果及び解析結果の間違いが多く技術報告書とは言い難い。主契約者のシーイーシーの主任技術者（技術士）による査読もなく、チェックも実施していないと説明したことは、主契約者の責任放棄であ

ります。地下水調査・解析には基本的な誤り・間違いがあり、地下水調査の技術報告書となっていないと思います。コンサルタント業務委託契約の不履行についての監査請求を求めます。

2. 環境管理事業センター及びその監督官庁である県生活環境部の契約管理・監査業務の不備に対する住民監査請求

(1) 事業実施は県条例に従い、文化財（古墳）調査、生活環境影響調査、実施計画書等を縦覧に供してパブリック・コメントを聴き、環境影響評価審議会に諮られ意見を拝聴、そして知事の許認可が行われます。文化財の有無によっては計画変更があり、また生活環境影響調査書の結果によっても計画変更があり、計画条件等が変更になったものを考慮し実施設計（または詳細設計）を行うものと理解しています。しかし、県、事業センターは、H24 年度一般会計当初予算説明では、環境アセスメント、実施設計の業務委託費（5,250 万円）を補助対象とし、補助率 2/3 で 3,500 万円を補助することを決定・予算化し、翌年繰越で H25 年度末に、地下水調査のずさんなことを指摘されているにもかかわらず、最終支払いとして 1,050 万円を支払った。

(2) 本来、この契約は 2 契約とすべきで、契約①：縦覧に供される文化財調査、環境アセスメントと実施計画書、そして契約②：環境影響評価審議会の意見、知事の許認可時にされる知事の意見を取り入れた実施設計とすべきでありました。県・事業センターは、鳥取県環境評価条例を熟知していながら環境アセスメント、実施設計の一括業務委託費（5,250 万円）を補助対象と設定したことは、大きな間違いであったと思います。情報開示請求によって開示された資料である平成 24 年度一般会計当初予算見積もりの支払い条件によりますと、実施設計後の支払いの記載はありません。また、コンサルタント委託業務費の積算が 5,000 万円もの大型案件の見積もりが総括表の 3 項目のみで、その内訳表の開示請求も行いましたが、存在しないとの回答を得ました。これでは県予算が責任を持って積算されていることにはなりません。因みに H27/2/6 開示されました H25 年度一般会計予算では、コンサルタント業務委託費の積算総額 830 万円の積算は非常に詳細です。H24 年度一般会計予算を組み県議会で承認され、予算執行を行っているのですから一般会計予算の積算内訳を開示することを躊躇することはないと思います。

(3) また、補助対象の設定とし 3,500 万円もの補助金を出しているのに契約書の公文書開示を請求しましたが、第三者の個人情報が入っているとのことで総額のみが開示で、各項目の契約額は非開示とされました。何故、県の補助で実施する事業の予算作成時の積算内訳、契約書の経費内訳が開示出来ないのか。これでは県が一般企業への補助金を支出している事業でも、全ての契約書の開示が必要ないということになります。開示して、何ら不利益、且つ不都合なものはないはずです。

(4) 更に、H/26/12/24 の情報開示請求で、初めて履行期限 H24/3/31 の原契約（3,150 万円）があることが判明しました。H24/4/26 に第 1 回契約変更（4,990 万円の増額）、H25/12/9 に第 2 回契約変更（260 万円の増額）がなされ、それは金額の

契約変更のみで、その作業項目の変更については記載がありません。また、契約額の内訳表の金額は非開示でその総契約額のみが分かるもので、作業内容がどのように変更になったのかも不明です。H25/12/9の第2回契約変更から推測すると、4,990万円+260万円=5,250万円が補助金対象の環境アセスメント・実施設計の業務委託費となり補助率2/3で補助金総額3,500万円としたのではと推測します。作業内容の変更は変更契約に記載されていないため、また内訳項目の金額が非開示のため、H25/12/9の第2回契約変更は、H24年度予算の補助金額の総額3,500万円となるように契約変更(260万円の増額)を行ったのではないかと推測します。

(5) 以下項目5.に説明しますように、環境影響調査の地質調査、および地下水調査・解析では基本的な水理地質定数の間違い、境界条件の間違い等があり技術報告書となっていないことを住民側のコメントで指摘し、また地下水の専門家・岡山大学の西垣教授も間違いを指摘しています。このような生活環境影響調査報告書にも関わらず、県議会での説明では「一定レベルに達している」と事業センター・県は判断し、最終支払いをH26年3月末に完了しています。住民側からの技術的なコメントがないならば情状酌量の余地があると思いますが、住民側からも指摘され、更に西垣教授からも基礎的で技術的な間違いが指摘されているのにもかかわらず、完工証明を出し、最終支払いを行っていることは、県条例・法規に触れるのではと思います。

(6) 更に、H24/4/26の第1回業務委託変更契約書、H25/12/9の第2回業務委託変更契約書は、主に契約総額の変更がなされていますが、内訳金額の開示はなく総額変更のみで業務内容の変更については記載がありません。非開示であります。委託金額の支払いは、下記のようになっております。

(a) H24/4/26の第1回業務委託変更 (31,500,000 + 49,900,000 = 81,400,000 円)
<49,900,000 円の契約金額の増額の契約変更>

支払済	金	xxx 非開示 xxx	円
1. 契約時	金	xxx 非開示 xxx	円
2. 生活環境影響調査報告時	金	xxx 非開示 xxx	円
3. 廃掃法(設置許可)申請時	金	xxx 非開示 xxx	円
4. 生活環境影響調査完了時	金	xxx 非開示 xxx	円
5. 廃掃法等その他許可時	金	xxx 非開示 xxx	円

(b) H25/12/9の第2回業務委託変更 (81,400,000 + 2,600,000 = 84,000,000 円)
<2,600,000 円の契約金額の増額の契約変更>

支払済	金	xxx 非開示 xxx	円
1. 実施設計完了時	金	xxx 非開示 xxx	円
2. 生活環境影響調査完了時	金	xxx 非開示 xxx	円
3. 事前説明完了時	金	xxx 非開示 xxx	円
4. 廃掃法等その他許可時	金	xxx 非開示 xxx	円

H24/4/26の第1回業務委託変更契約では、実施設計の完了時の支払い時期・金額の項目がありません。またH24年度一般会計予算の見積もりにもこの実施設計の業務委託作業項目及び支払い時期・支払い%の記載がありません。しかし、H25/12/9の第2回業務委託変更契約で初めて支払い時期が実施設計完了時として記述されて

います。それも、生活環境影響調査完了時以前に実施設計が完了し支払うという順番となっており、環境影響調査報告書の完了前に実施設計を完了させ支払いするのは契約の不備と思われます。また、生活環境影響調査報告書の特に地下水調査・解析に基本的な間違いがあり、住民側のみならず西垣教授も指摘しているのにもかかわらず、「一定レベルに達している」として、H26/3 月末に最終支払いとして 1,050 万円を支出しています。

第 1 回業務委託変更契約および第 2 回業務委託変更契約の費目内訳を開示・監査、工期 H24/3/31 までの原契約の契約書及びその費目内訳の開示がなければ、H24/3/31 までにコンサルタントは契約に従いどのような業務を実施し、その成果品である報告書等を作成したのか判断できません。事業センター・県はその作業の進捗・報告書をチェックされ、H24/4/26 の第 1 回業務委託変更契約を承認されているものと思います。工期 H24/3/31 までの原コンサルタント業務契約委託で実施された成果品（調査報告書）があるはずですので、それを開示し、その監査も求めます。

これら第 1 回・第 2 回業務委託変更契約の H26/3 月末の最終支払い、また H25/4/8 の事業センターとシーイーシーとの業務委託契約 837.9 万円の支払いは第 1 回業務委託変更契約の実施設計の作業項目に入るべき地震解析、及び環境影響調査の地下水調査の項目にはいるべき地下水調査の三次元浸透流解析であり、契約・支払いを行うべきでないと思います。また、環境影響調査の追加調査が必要ならば、その業務委託費（事業費）の補助金（補助率 2/3）を事業センター・県が支払うことが、県議会で決定されています。ここで、県の決定事項を変え事業センターが直接契約し、補助率 100%で支払いを行ったことは、県議会の決定事項に反します。

（7） 土木構造物の建設の場合、建設完成時に非常に厳しい竣工検査がありますが、同様な検査がコンサルタント作成の技術報告書にもあり、完工証明が出され最終支払いが行われるものと県条例ではなっていると思います。しかし、この生活環境影響調査報告書は未完成のまま、調査の基本的な透水係数の算定結果、及び三次元浸透流解析結果が間違っているのにもかかわらず、H24 年度予算での契約であるため、翌年繰越の最終概算支払い 1,050 万円を H25 年度末（県から事業センターへ：H26/3/14、事業センターから環境プラントへ：H26/3/18、確定検査：H/26/4/25）に、「一定レベルに達している」として合計 3,500 万円の支払いを行ったことは、鳥取県会計規則に反するものと思いますので、監査を求めます。

（8） ご参考までに、H16 年度から H25 年度の 10 年間で、鳥取県の土木・農業土木関連事業のコンサルタント業務委託契約で 5,000 万円以上の案件は中部総合事務所発注の 1 案件のみです（倉吉関金道路改修工事の「測量及び道路詳細設計委託」）。本淀江産業廃棄物管理型最終処分場のコンサルタント委託契約金額は 8,400 万円と県が説明しています。そして、H25/4/8 に追加契約として 837.9 万円、総額約 9,200 万円と途方もない巨額のコンサルタント業務委託契約金額で、競争入札もなく、コンサルタント業務委託契約の作業項目も不確かで且つ不透明であります。公共事業であれば、コンサルタントの競争入札も厳しいものであったと思います。そして、その報告書・設計計算書・設計図・入札図書等全てが精査されたもので、検査部署の優

秀な土木技師・契約管理者等の査読・チェックを受けていたことと思います。

しかし、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の H24 年度一般会計当初予算及びコンサルタント業務委託契約は、その業務内容も内訳金額も非開示とされています。また、以下項目 5. に詳述しますように、環境影響調査書の地下水調査・解析においても多数の基本的な間違いを指摘しております。本契約の作業委託項目が適正に設定され、適正な経費で契約され、適正に実施され、適正な調査結果が報告書に反映されているのか疑わしい。

3. H24 年度予算で実施のコンサルタント業務委託契約の不履行に伴う損害賠償の請求

コンサルタント契約の主契約者であるシーイーシーは、地質・地下水調査・解析とその他の環境関連は下請け 2 社に実施させました。県・事業センター・環境プラント・住民関係者の出席のもとに、大高公民館で H26/3/9 に開催された会議では、住民側からの質問で「何故 99 項目ものミスがあったのか」との問いに対して、シーイーシーの担当技術者は、「地下水調査・その他環境関連調査は下請けが実施し、その報告書のチェックは同社で実施していない」と説明しました（録音記録あり）。契約者のシーイーシーはコンサルタントの主契約者としての責任を履行していません。生活環境影響調査書の主要部分を占める環境・地下水調査は下請け企業への丸投げであり、主契約者によるチェックもされず、主契約者の責任を履行していません。

特に、地下水に関するボーリング調査・水理地質調査・解析を行なった結果を記載している地下水調査報告書は、報告書としては非常にお粗末で技術報告書とは言い難いものです。主契約者のシーイーシーの主任技術者（又は照査技術者）の査読もなく、チェックも同社で実施していないと説明したことは、主契約者の責任放棄であります。本コンサルタント業務委託契約の不履行に伴う損害賠償を求めます。

4. H25 年度一般会計予算によるコンサルタント委託業務契約の業務内容及び発注者の問題

H25 年一般会計当初説明資料予算説明書には、処分場安全調査費として「住民理解の促進を図るために必要な経費、①地下水の流向等調査、②県外施設視察、及び③専門家招聘の経費 1,111.1 万円が予算化されました。その内、「①地下水の流向等調査」として H25 年 4 月 8 日に事業センターとシーイーシーは、①地下水の流向解析（三次元浸透流解析）、及び②大地震解析を行うコンサルタント委託業務を契約額 837.9 万円で締結しました。地下水調査では、三次元浸透流解析は基本的な解析事項であり、地震解析も追加作業費用ではなく、原契約の作業内容に含まれるべき調査・解析項目であったはずであり二重に支払っていることになります。

また、県議会の決定事項（H24 年度一般会計当初予算の説明資料、および配布された住民説明資料を参照）では、環境アセスメント調査、実施設計が補助対象となり、

そのコンサルタント業務委託経費は補助率 2/3、建設費は補助率 2/3 が承認されております。この H25 年度業務委託契約がなされた地下水の三次元浸透流解析、および地震解析は原契約の業務委託項目に含まれているべきものです。更に、この業務委託契約は、事業センターとシーイーシーが契約を行うのではなく、事業主体である環境プラントとシーイーシーが契約を行うべきものと思います。また、三次元浸透流解析にも初歩的な間違いを度々指摘されていながら、同じことを H26/8/6 まで繰り返しています。(資料 - 1、2、3、及び 4 を参照) したがってその支払いは無効です。本契約の契約内容・技術内容、事業センターとコンサルタントとの本契約の無効なこと、および県の本事業に対する補助金の支払いは不当です。

5. 生活環境影響調査書の地下水報告書に係る技術審査委員会の設置及びその技術審査

住民側は、表 - 1 に示すように、各報告書のコメント (H25/6 月版 : 99 項目、修正版 H25/10 月版 : 61 項目、「地元説明資料」(H26/2 月版 : 13 項目、「3 報告書の総評」 : 11 項目)) を提出しております。生活環境影響調査書 (案 : H25/6 月版) は、資料 - 1 に添付してありますように、99 項目の質疑・コメントとなっています。特に、地下水調査では、図 - 1 (報告書 H25/10 月版 : 6-6-3 頁) にありますように、既存資料の収集、踏査による地表地質調査、ボーリング調査 (現場透水試験を含む)、地下水位観測等々の地区内外の水理地質情報を用いて、二次元・三次元浸透流解析を行い、その結果に基づき調査報告書を作成します。詳細コメントは資料 - 3 (H26/2 月版「地元説明資料」) と、資料 - 4 (3 報告書の総評) のコメントに述べてありますので参照願います。

(1) ボーリングの柱状図及びそのコア写真 : この調査でボーリングを 5 本、延べ 80m を行っていると記載がありますが、柱状図作成の根拠となりますボーリングのコア・サンプルの写真さえありません (H24-No.2 のみは乾燥のためコアの原色の分からぬコア写真あり : 図 - 3 参照)。また、図 - 2 に示されているように、ボーリング地点 H24-No.2 の柱状図の記載によると、地下水位は地表下 6.5m (GL-6.5 m) でありますが、GL-6 ~ - 15.1m の柱状図の記載では、地下水位以下であるにもかかわらず、「全体に含水小さく、乾燥している」とあります。地下水位以下で乾燥しているとは理解しがたいことです。また、柱状図の記載に全般的に「含水中位」、「含水少なく」と表記がありますが、理解しがたい。柱状図の記載を証明するコア・サンプルの写真がないので、柱状図の記載の信頼性に疑いを抱くを得ません。図 - 2 : 「H24-No.2 地点ボーリングの柱状図」、図 - 3 : 「H24-No.2 地点ボーリングのコア写真」に示されるように、乾燥のため原色不明のコア写真となっておりその地質を判読しがたい。参考までに図 - 4 : 「計画地の近傍のボーリングの柱状図及びそのコア写真」を添付しますので、参照願います。

(2) 各地層の透水係数 : 二次元・三次元浸透流解析を行う上で、基本中の基本となります各地層の透水係数の設定が間違っています。その現場試験も孔内流向流速計の測定機器の測定範囲をメーカーの仕様範囲外で測定 (間違い)、またその結

果から透水係数を算定する方法（動水勾配の設定ミス）も間違いであります。その結果、下記のような数値を採用し、その解析を実施しております。即ち、火山灰層の透水性が、砂礫層の透水性の約6倍も高いとの結果を出し、解析に使用している。

表-2に示されているように、地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関連表」では、砂礫層の透水性は、火山灰層より高いのが一般的な常識と考えます。これを生活環境影響調査書（H25/6月版）の最初のコメントから繰り返していますが、シーイーシーの回答は、コメントの回答となっております。資料-3（S.No.7）、資料-4（総評編：S.No.10）を参照願います。報告書で説明されています「浅い地下水」と「深い地下水」の存在の説明（計画地区の地下水現況）がありますが、この透水係数では砂礫層-2(Dcg2)には浅い地下水が形成されません（資料-3：コメントS.No.41、44、56を参照）。H25/10月版の117～119頁に解析・説明にあるように、火山灰層-1（Dtf1）の透水係数を 1.5×10^{-3} cm/sec から 5.0×10^{-5} cm/sec に変更、即ち砂礫層-2（Dcg2）より下層に位置する火山灰層-1（Dtf1）を難透水性とすることにより、初めて「浅い地下水」が形成されることを自ら証明しております（資料-3：S.No.56 及び 57 を参照）。これは報告書にて採用された透水係数が間違いであったことを、自ら証明したものです。

地 層		報告書採用値 (cm/sec)
火山灰層-2	Dtf2 :	1.5×10^{-3}
砂礫層-2	Dcg2 :	2.5×10^{-4}
火山灰層-1	Dtf1 :	1.5×10^{-3}
砂礫層-1	Dcg1 :	2.5×10^{-4}

（3）H20-B-3 地点での再ボーリング調査： H25/7/12 の第1回のコメント直後のH25/10月に、H20-B3 地点にて再度ボーリングを実施したと、最初のコメントから約1年後のH26/8/6の会議時に資料（図-5）を初めて提示し説明がありました。この会議で、下記結果が提示され、三次元浸透流解析で採用された透水係数は実測した現場透水係数（H25/10月の再ボーリング・現場透水試験結果）より大きいので安全側であると説明されました。（図-5）（H26/8/6 配布）を参照願います。

		H25/10 月ボーリング	報告書採用値 (cm/sec)
火山灰層-2	Dtf2 :	$7 \times 10^{-5} \sim 5 \times 10^{-6}$	1.5×10^{-3}
砂礫層-2	Dcg2 :	2×10^{-7}	2.5×10^{-4}
火山灰層-1	Dtf1 :	$3 \sim 6 \times 10^{-6}$	1.5×10^{-3}
砂礫層-1	Dcg1 :	$7 \times 10^{-6} \sim 2 \times 10^{-7}$	2.5×10^{-4}

「地元説明資料」（H26/2月版）では、ボーリング地点 H20-B3 の柱状図は、砂礫層-2(Dcg2) (GL-10～12m)、砂礫層-1(Dcg1) (GL-18～24m) とありますが、H25/10月のボーリングの現場透水試験結果の透水係数は $10^{-6} \sim 10^{-7}$ cm/sec のオーダーとなっています。表-2に示す地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関係表」（H25/10月版、表2.1.7）と比較すると、これは、粘性土、砂・シルト・粘性混合土に相当し、土質区分の表記・柱状図の信憑性を疑います（柱状図の証拠となるコア・サンプルの写真さえない。）

1) ここで判明したことは、①現場透水試験の実施方法がおかしいのか、②「地元説明資料」に添付された柱状図がおかしいのか（コア・サンプル写真無し）、③孔内流向流速計から求めた透水係数がおかしいのか（間違っていた）、④地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関係表」の関係表（表-2：H25/10月版の表2.2.4を参照）がおかしいのか、どれかであります。ここでは、④地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関係表」のみが正しいと判断され、報告書では調査結果に対する技術的考察は全くなく、信頼性がありません。調査そのものの信頼性が無くなり、地下水調査・解析の調査報告書と言えません。

2) また、柱状図の記載に全般的に「含水中位」、「含水少なく」との表記がありますが理解しがたいものです。また、「地元説明資料」に添付の図-2「H24-No.2 地点ボーリングの柱状図」の記載には、地下水位がGL-6.47mに存在し、それより下層のGL-6～GL-15.1mの記述では地下水位以下であるにも関わらず、「全体に含水小さく、乾燥している」とあります（図-2を参照）。地下水位以下で乾燥しているとは理解しがたく、柱状図の記載までも疑います。

3) 各地層の上記透水係数の設定が不自然であり、「浅い地下水」と「深い地下水」の存在の説明と合致しないことをコメントで指摘しております（資料-1：H25/6月版の最初のコメントから継続）。H25/10月版にて、「浅い地下水」が砂礫層-2（Dcg2）に形成されるのは、その下層の火山灰層-1（Dtf1）が難透水層である場合であることを自ら証明しております（資料-2：H25年10月版、117頁～135頁を参照）。即ち砂礫層-2（Dcg2）の透水係数より火山灰層-1（Dtf1）は難透水性であることを示しています。これは、浸透流解析で設定した各層の透水係数が不自然であることを示しております。

（4）流向流速計による流速測定から透水係数算定の間違い、且つ間違った透水係数を用いた二次元・三次元浸透流解析結果の間違い： 透水係数の測定は一般的に行われる現場揚水試験（水位降下法・水位回復法）ではなく、孔内流向流速計にて流速を測定、この流速と動水勾配から透水係数を求める手法を採用している。ここで、動水勾配の評価も間違い、地下水専門家は「今回の調査では、透水係数の値は使われていないので、便宜上 $I=1.0$ として透水係数を算定して数値解析にこの値を用いている」と理解に苦しむ説明をしています。三次元浸透流解析に使用する基本的な透水係数をこの調査で求めるためにボーリング等の現場調査を行っているのに、矛盾した説明をしています。コンサルタントは何回も「最大影響範囲を把握するのが目的であり、透水係数は影響範囲が大きくなるような数値を設定している」とコメントに対する回答を行っている（資料-3：S.No.8 及び No.9, 及び資料-4：S.No.1, No.7, No.8, No.10）。

この設定された透水係数は、流向流速計のメーカー仕様の測定範囲外の測定値を含み、動水勾配も考慮されずの透水係数の設定であり、間違いです。再設定が必要です。この透水係数の設定・境界条件の設定が間違いであれば、地下水調査で最も重要な部分をなす二次元・三次元浸透流解析に関する調査・解析結果が全て間違いとなり、地

下水の報告書となっていないことになります。また、コンサルタントは、種々の調査・解析を行っていますが、その調査結果・解析結果に対する考察など全く行っていないのではと思われます（H26/8/6 配布の図 - 5 で明確になったことを証明しています）。

（５）地下水解析結果で地下水位が海面下 1～4m は間違い： 三次元浸透流解析結果において、基点となる地点の地下水位が海面下 1～4m となっております。中近東の死海のような地区であるならば別ですが、日本では地下水位が海面下になることはまずないので、解析結果は間違いであります。生活環境影響調査書（H25/6 月版 資料 - 1 : S.No.25）及び修正版である調査書（H25/10 月版 資料 - 2 : S.No.53）のコメントで解析結果がおかしいことを度々コメントしておりますが、コンサルタントは、その意味を理解しておりません。H26 年 5 月 23 日の回答（資料 - 4 : S.No.6 を参照）で、岡山大学の西垣教授も間違いを指摘しておられます。透水係数の設定、境界条件の設定は地下水浸透流解析の基本の基本であり、地下水調査を実施し生業としているコンサルタントが、このようなことを岡山大学の西垣教授に指導を乞い、コメントを頂くような項目ではありません。

（６）浅い地下水形成の解析及び証明： H26/10 月版では、住民側専門家の「浅い地下水」の形成に関するコメントを参考に、火山灰層・1（Dft-1）の透水係数を $k=1.5 \times 10^{-3} \text{cm/sec}$ から $k=5 \times 10^{-5} \text{cm/sec}$ と変更して解析を実施し浅い地下水が形成されることを自ら証明し、報告書にて説明なされています。即ち、透水係数の設定が間違いであったことの証明をしているのです。しかし、自ら証明しているのにもかかわらず、水理地質情報は変更されてはおりません（H27 年 2 月末現在）。これまた、地下水調査を生業にするコンサルタントが、岡山大学の西垣教授に指導を乞うような項目ではないと思います。地下水解析の基本の基本であると思います。

（７）シーイーシーの作成した図 - 1「地下水調査・解析のフローチャート」に示されるとおり、地下水調査を実施する場合、地形情報・水理地質情報・地下水位情報が三次元浸透流解析を実施する場合の基本情報となります。地下水調査の重要な部分を占める透水係数の設定も間違い、浸透流解析において重要な境界条件も考慮されておられません。住民側の専門家は H25/6 月版の第 1 回コメント（資料 - 1 参照）で指摘、修正版 H25/10 月版（資料 - 2）でも指摘しています。開示請求後 7 カ月後の H26/2/16 に配布された柱状図、コア写真、孔内流向流速計にて流速を測定し透水係数を求めた基本資料を記載した「地元説明資料」H26/2 月版（資料 - 3）、及びこれまで配布されたこれら 3 報告書の「総評」として地下水調査の基本事項を取り纏めたコメントを作成（資料 - 4 参照）、H26/2/26 に県庁にて事業センター・県の担当者に説明、H26/2/28 公文にて提出しています（表 - 1 を参照）。資料 - 4 に示しますように、H26/5/23 の回答の中で、地下水専門家も透水係数の算定・三次元浸透流解析結果の間違いを指摘されております。地下水調査・解析の報告書は、上記説明のように、技術報告書となっていないと思います。

（８）生活環境影響調査報告書が、まず「一定レベルに達しているのか否か」を判断するため、鳥取県環境影響評価審査会委員のメンバーの方で土木・農業土木・地質・

地下水の基礎知識・経験のある審査委員、中立的立場の専門家、住民代表（専門家）を含む、地下水調査・解析報告書の技術審査委員会を設置し、技術審査及び監査を行なうこと、並びに技術審査結果の開示を求めます。

事実証明書

- 1 推進補助金の検査調書の写し
- 2 推進補助金の額の確定通知の写し
- 3 運営費補助金の検査調書の写し
- 4 運営費補助金の額の確定通知の写し
- 5 「表－1 生活環境影響調査報告書（案）に対するコメント・回答」と題する資料
- 6 「表－2 地盤工学会の「土の統一分類に対応する土の透水性関連表」と題する資料
- 7 「図－1 地下水調査・解析のフローチャート」と題する資料
- 8 「図－2 H24－No.2 地点ボーリングの柱状図」と題する資料
- 9 「図－3 H24－No.2 地点ボーリングのコア写真」と題する資料
- 10 「図－4 計画地の近傍のボーリングの柱状図及びそのコア写真」と題する資料
- 11 「図－5 H20－B 3 地点のH20年とH25/10月ボーリング孔の柱状図・現場透水試験結果」と題する資料
- 12 「資料－1 生活環境影響調査報告書（案：H25年6月版）に対するコメント・回答」と題する資料
- 13 「資料－2 生活環境影響調査報告書（案：H25年10月版）に対するコメント・回答」と題する資料
- 14 「資料－3 生活環境影響調査報告書「地元説明資料」（H26年2月版）に対するコメント・回答」と題する資料
- 15 「資料－4 生活環境影響調査報告書（案・H25年6月版）、報告書（案：H25年10月版）、及び「地元説明資料」（H26年2月版）に対する総評としてのコメント・回答」と題する資料

（追加提出資料）

- 16 センターへの開示請求で開示された「業務委託変更契約書」（H24. 4. 26）の写し
- 17 // （H25. 12. 9）の写し
- 18 公文書開示決定通知書（H27年2月4日付け鳥取県生活環境部長名）の写し
- 19 「表A-1 CEC/環境プラント/事業センターの契約」と題する資料
- 20 「表A-2 CEC/環境プラント/事業センターの契約」と題する資料
- 21 「淀江産業廃棄物管理型最終処分場 生活環境影響調査書（第1案・第2案・地元説明資料）に対する質問及びコメントの総評」と題する資料
- 22 「淀江産業廃棄物管理型最終処分場 H26年度：地下水流向等調査委託業務の報告書に対する質問及びコメント」と題する資料